

令和8年度 やまなし木の建築推進事業費補助金 募集要項  
(県産木材利用非住宅建築物整備)

1 趣旨

本要項は、やまなし木の建築推進事業費補助金のうち、県産木材利用非住宅建築物整備に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものである。

なお、本要項以外の詳細については、「やまなし木の建築推進事業費補助金交付要綱」によるものとする。

2 事業内容

本県の木材産業の健全な発展と県産材の利用促進を図るため、住宅以外の建築物において県産材を利用する取り組みに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

3 申請者の要件

県内外において非住宅建築物(※1)を建築する施主(※2)

(※1)「非住宅建築物」

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第1項に規定する住宅以外の建築物をいう。ただし、次に掲げるものを含む。

ア 共同住宅、長屋その他これらに類する建築物

イ 専用住宅として整備された建築物であっても、当該建築物の一部が、新築時から、又は増築若しくは用途の変更等により、事務所、店舗、園舎、医療施設、福祉施設その他これらに類する用途に供される部分

(※2)「施主」

自らが居住する目的以外のために、県産材を利用して、県内外において建築物を新築、増築又は改築する法人、一定の規約を有し、代表者が定められている団体又は、個人事業主(事業として継続的に活動している者に限る。)をいう。ただし、国、地方公共団体、地方公共団体の関係機関又は独立行政法人等は含まない。

4 補助対象経費

非住宅建築物の木造化(※3)及び木質化(※4)に係る県産材等に要する経費(※5)

(※3)「木造化」

建築物を新築、増築又は改築するに当たり、土台、柱、梁、桁及び羽柄材等の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号の規定による構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)に使用する材料である構造材として、木材を利用することをいう。なお、「木造化」には、構造材として木材を利用するもののほか、当該構造材と合わせて、内装又は外装を構成する非構造部材に木材を利用するものを含むものとする。

(※4)「木質化」

建築物の内装(床、壁、天井等)又は外装(外壁、屋根等)を構成する非構造部材である内外装材として、木材を利用することをいう。

(※5)「補助対象経費」の考え方

本補助金は定額補助であるため、補助対象経費の算出は不要とする。

## 5 補助額

県産材の利用量及び利用割合に応じ、次の区分により定額を交付する（補助率 10/10 以内）。

区分：①20 万円、②30 万円、③40 万円

※ 番号は、次の採択要件の番号に対応している。

## 6 採択要件

申請年度内に木材利用算出表に記載した県産材等が、現地において非住宅建築物の木造化又は木質化に使用されていること。

かつ、次のいずれかに該当すること。

- ① 県産材の利用量が 5 m<sup>3</sup> 以上であり、かつ、総木材利用量のうち県産材の占める割合が体積比で 30% 以上
- ② 県産材の利用量が 7.5m<sup>3</sup> 以上であり、かつ、総木材利用量のうち県産材の占める割合が体積比で 40% 以上
- ③ 県産材の利用量が 10m<sup>3</sup> 以上であり、かつ、総木材利用量のうち県産材の占める割合が体積比で 50% 以上

## 7 事業実施期間

補助金の交付決定日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

（ただし、交付決定後に着手するものを対象とし、実施期限は木造化・木質化完了日までとする。）

## 8 予算額

4,500 千円

## 9 申請方法

### ①申請方法

山梨県ホームページに掲載されている補助金交付要綱様式（Word ファイル）をダウンロードして、交付申請書を作成すること。

別記様式 2 号又は、同 3 号の木材利用量算出表については、別途、根拠資料等により当該項目の内容が確認できる場合、同別記様式 2～3 号内の本表の作成を不要とする。なお、山梨県ホームページに掲載されている【参考】木材利用算出表（Excel 版）の使用も可能とする。

### ②申請書類

次の書類をすべて申請期間内に提出すること。

- ア) やまなし木の建築推進事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）
- イ) 申請内容明細書（別記様式第 2 号）
- ウ) 建築工事請負契約書等の写し
- エ) 建築確認済証及び建築工事届の写し
- オ) 木材利用量算出表の数量が分かる根拠資料

- カ) 位置図、平面図、配置図等
- キ) 立面図等建築物の木造化又は木質化の内容が分かる図面
- ク) 誓約書

(法人・団体の場合)

- ・法人又は団体であることを確認できる書類

(個人事業主の場合)

- ・継続的に事業活動していることを確認するための資料 (①～③全てを添付すること)

- ① 個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- ② 直近の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 (第一表) の写し
- ③ 直近の青色申告決算書又は収支内訳書の写し

### ③提出部数

正本1部

### ④申請期間

令和8年6月18日(木)から令和8年8月31日(月)まで

※申請は先着順で受け付け、予算額に達した時点で募集を終了する。

## 10 申請先及び問い合わせ先

申請書類は、建築予定地が県内の場合、管轄する林務環境事務所へ郵送又は持参により提出すること。  
建築予定地が県外の申請者にとっては、林業振興課に提出すること。  
なお、申請書類を郵送した際は、必ず電話連絡を行うこと。

### ○中北林務環境事務所

管轄：甲府市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・中央市・昭和町)

住所：〒407-0024 韮崎市本町四丁目2-4 北巨摩合同庁舎4階

TEL：TEL：0551-23-3088 (中北林務環境事務所 森づくり推進課 林業指導担当)

### ○峡東林務環境事務所

管轄：山梨市・笛吹市・甲州市

住所：〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎3階

TEL：0553-20-2721 (峡東林務環境事務所 森づくり推進課 林業指導担当)

### ○峡南林務環境事務所

管轄：市川三郷町・富士川町・早川町・身延町・南部町

住所：〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1 西八代合同庁舎2階

TEL：055-240-4167 (峡南林務環境事務所 森づくり推進課 林業指導担当)

○富士・東部林務環境事務所

管轄：富士吉田市・都留市・大月市・上野原市・道志村・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村

住所：〒402-0054 都留市田原二丁目 13-43 南都留合同庁舎 3階

TEL：0554-45-7812（富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課 林業指導担当）

○林業振興課

管轄：山梨県外

住所：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1

TEL：055-223-1653（林業振興課 木材資源活用担当 日下）

e-mail：ringyo@pref.yamanashi.lg.jp

11 その他

- (1) 提出された申請書類は返却しないものとする。
- (2) 申請状況により再募集を行う場合がある。
- (3) やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業による「やまなし KAITEKI 住宅(住宅リノベ含む。)／FORET」の補助金の交付を受ける建築物については、本補助金との併用はできないものとする。
- (4) 事業概要：山梨県ホームページ／やまなし木の建築推進事業費補助金（県産木材利用非住宅建築物整備）について